

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、いじめを含むあらゆる生徒指導の問題を防ぐとともに、克服していく生徒の能力の発達を支持する教育的関わりを基盤とし、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

## 2 いじめの定義といじめに対する基本認識

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法)

上記の定義のもと、いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であること、最近のいじめは携帯電話やパソコンなどにより、一層見えにくくなっていること、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるという基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようになる。そのため、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ・不登校対策委員会

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、まなびの教室担当職員（教育相談コーディネーター兼務）を構成メンバーとし、**年間指導計画に位置づけて**月1回実施する。なお、必要に応じて関係職員、スクールカウンセラー、関係機関職員、関係教育学部教員も参加する場合がある。
- 毎月行う「いじめに関するアンケート調査」の報告・記録を行い、実態状況把握に取り組み、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、各学年の生徒指導状況についてこまめに情報収集・共有するとともに、いじめの解決に向けた具体的な対応について協議する。
- 本委員会において協議・決定した対応策によって改善が図られたかどうかを次回以降の本委員会において確認する。また、いじめ事案が発生してから3か月後には、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを教育相談や観察、保護者との連絡・相談によって把握し、状況を報告することとする。ただし、3か月が経過したことをもって「解消」と即断することがないように留意する。
- 出欠状況や保健室利用状況などのデータから生徒の実態を把握し、不登校などを未然に防ぐための具体的な支援の在り方について協議する。
- 本委員会において、年度ごとに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に示される「いじめ重大

事態に対する平時からの備え」が達成されているか、**学期はじめのいじめ・不登校対策委員会**においてチェックを行う。

- 本委員会において行うアンケート調査、生徒への支援及び指導を行った際の記録[別紙様式]を作成し、宮崎大学文書管理規則等に準じて、適切に管理し保存しておく。

いじめ重大事態に対する平時からの備え(チェックポイント)

- 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。
- 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。
- 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から**資料2に規定する組織体制**を整えている。
  - ・ 学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと
  - ・ 法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと
  - ・ 重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など
- 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。
- 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に**附属学校統括長・学部長あるいは附属学校統括長・学部長を介して学長**に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。
- 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、**教職員が参照できるように**保存しておく体制を整えている。
- 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。
- 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。
- 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。
- そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。

## (2) 自立支援委員会

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、まなびの教室担当職員(教育相談コーディネーター兼務)を構成メンバーとし、原則、月1回実施する。なお、必要に応じて関係職員、スクールカウンセラー、関係機関職員、関係教育学部教員も参加する場合がある。

- 通常の学級に在籍し合理的配慮を必要とする生徒及び特別支援学級の生徒の状況について情報を共有する。

#### 4 いじめ防止のための取組

- (1) 各教科等を含む全教育活動を通して、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開する。
- (2) 生徒のポジティブな行動に向かう自己指導能力の育ちを支えるために、SW-PBSを実践する。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育、特別活動、多様な体験(PBAOD等)の充実を図る。
- (4) PTAの組織を介して保護者、また、学校評議会の組織を介して地域住民並びにその他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う生徒会活動を支援し、生徒の自治能力を育成する。
- (5) いじめ防止対策の一環として、生徒及び保護者を対象とした情報モラル教育等の啓発活動や研修を計画的に行う。

#### 5 いじめ早期発見のための取組

##### (1) いじめに関する調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① いじめに関するアンケート調査(月1回実施)
- ② 教育相談(年間3回実施:4月、11月、2月)

##### (2) いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 本校を含む附属学校園にいじめ相談窓口を設置する。(生徒の悩みや困りごとを随時自由に記述する「もうもうシート(資料1)」の活用を含む。)
- ② スクールカウンセラーに相談することにより、いじめによる心のダメージが軽減でき、解決に向かう侑輝や知見を得られる可能性を示し、スクールカウンセラーへの相談を進める。

##### (3) 日常的な観察

- ① 「生徒がいるところには教師がいる」を基本とし、業間や昼休み、放課後の会話等の機会にも生徒たちの様子に目を配り、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設け、信頼関係を構築・維持するとともに、いじめの早期発見に努める。生徒の言動に留意し、いじめのサインを見逃さない。
- ② 生徒の様子が気になる場合には、教師側から積極的に教育相談等の働きかけを行い、問題の有無を確認する。
- ③ 日常的な観察で気づいたことについては、学年や関係職員で共有し、いじめ・不登校対策委員会に挙げ、対応を協議する。

#### 6 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員研修(「いじめ防止等基本方針」への共通理解、いじめ対応の共通理解)の実施</li> <li>○ 学校がいじめ防止に対する方針(家庭へのお願いを含む)の説明</li> <li>○ 教育相談アンケートの実施(いじめに関する内容を含む)</li> <li>○ 教育相談の実施</li> <li>○ 「学校いじめ防止等基本方針」のホームページへの掲載</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめに関するアンケートに基づく教育相談の実施</li> <li>○ 学校評議員会等における「いじめ防止等基本方針」の説明</li> <li>○ 全校生徒が人権について考え合う授業(illuminate of Human Rights)の実施</li> <li>○ いじめに関するアンケートの実施</li> <li>○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施</li> </ul>

6月	○ 授業参観日における学級懇談における「ネットいじめ」についての啓発 ○ いじめに関するアンケートの実施 ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
7月	○ いじめに関するアンケートの実施 ○ 「命を考える週間」の取組 ○ 全校生徒が人権について考え合う授業 (illuminate of Human Rights) の実施 ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
8月	○ いじめに関するアンケートの実施
9月	○ いじめに関するアンケートの実施 ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
10月	○ 教育相談アンケートの実施 (いじめに関する内容を含む) ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
11月	○ 教育相談の実施 ○ いじめに関するアンケートの実施 ○ 全校生徒が人権について考え合う授業 (illuminate of Human Rights) の実施 ○ 修学旅行 (第2学年) 実施中における対応について共通理解をもつ場の設定 (学習前・学習中・学習後において配慮すべき事項の確認) ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
12月	○ PTCC討論会 (生徒・職員・保護者による討論会) の開催 ○ いじめに関するアンケートの実施 ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
1月	○ 教育相談アンケートの実施 (いじめに関する内容を含む) ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
2月	○ いじめに関するアンケートの実施 ○ 教育相談の実施 ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施
3月	○ 「教職員の取組評価アンケート」 (1年間の評価) に基づく、来年度に向けた協議の実施 ○ いじめに関するアンケートの実施 ○ いじめ・不登校対策委員会、自立支援委員会の実施 ○ 次年度への引き継ぎ

## 7 いじめの解決のための対応

- (1) 観察、相談、調査等でいじめが疑われる場合は、教頭 (不在の場合には校長) に報告するとともに、速やかに生徒指導主事及び学級担任や副担任、学年主任、部活動顧問などが組織的に事実確認を行う
- (2) 調査の結果、いじめの事実が確認された場合は、教頭が指示し、生徒指導主事が学級担任や副担任、学年主任、部活動顧問などとともに、いじめられている生徒の安全・安心を確保するための適切な処置をとる。
- (3) 教頭はいじめが疑われるすべての事案について校長に報告し、校長の指示により、いじめ対策会議または重大事態緊急いじめ対策会議を開催する。
- (4) いじめ対策会議または重大事態緊急いじめ対策会議では、以下の対応について協議し、その結果を職員向けに伝達し、全職員の共通理解を図る。
  - ① 正確な事実の確認といじめの解決のための指導法等について
  - ② 学校、学年、学級担任の役割分担について
  - ③ いじめの解決に向けた保護者との連携について
  - ④ 関係機関との連携について
  - ⑤ いじめの再発防止に向けた取組について

- ⑥ いじめ対策会議または重大事態緊急いじめ対策会議の内容は、定められた書式によって記録・管理する。
- ⑦ いじめ解消の判断については、宮崎県教育委員会人権同和・生徒指導課が提供している「いじめの解消チェックリスト(資料2)」を準用して判断を行う。

## 8 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(※目安は30日間)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらに、保護者により重大事態の申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものと、当該事態への対処及び再発防止策を講ずるために調査を開始するとともに、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨や事態の状況(事実関係や経緯等)、結果等は、**随時**、附属学校統括長を通じ、教育学部(学部長)を通じ、大学(学長)、文部科学省(大臣)に速やかに報告する。
- (2) 教育学部と協議の上、学長が判断のもと、「重大事態緊急いじめ対策会議」を開催する。学長は、当該事案に対処する組織を設置するかどうかの判断(組織に第三者を加える体制とするかどうかの判断も含む)を行う。
- (3) (2)の「重大事態緊急いじめ対策会議」にて命を受けた調査・対応班を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、いじめを行った生徒・保護者への適切な指導を行う。
- (5) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署へ通報し、適切な援助を求める。
- (6) ネットいじめの場合には、状況確認後、状況を記録し、管理者への連絡や削除依頼を行う。同時に教育学部や県教育委員会、所轄警察署及び県警へ連絡し、適切な援助を求める。
- (7) 上記のいじめ重大事態へ調査・対応にあたっては、文部科学省の「いじめ重大事態の調査委に対するガイドライン」に基づいて行う。

## 9 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見のための取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 10 個人情報等の取扱い

いじめ重大事態に関して行ったアンケート調査、生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、宮崎大学文書管理規則に準じて適切に管理し、5年間保存しておく。

も～！

〇〇先生 聞いてください。

だって

(こんなことで)

困ってるんだもん！

悩んでるんだもん！

つらいんだもん！



年 級 氏名

※ 必ず、記名をして提出してね。

## いじめの解消チェックシート

- A** 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを本人に確認した。
- B** 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを周囲の状況や日常の観察から確認できる。(疑わしい状況が見当たらない。)
- C** いじめ行為が3か月継続して止んでいるという確認を「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。
- D** 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることの記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。
- E** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないか本人に確認した。
- F** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないかその保護者に確認した。
- G** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないという確認を、被害児童生徒とその保護者に「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。
- H** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないことを記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。

- 全てチェックあり・・・・・・・・・・ **解消している** ⇒再発の可能性を考慮した見守りを継続
- AやBがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒さらに3か月継続して止んでいるか観察
- CやDがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断
- EやFがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒心身の苦痛の原因を調査し解消に向け対応
- GやHがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断

(資料3)

○ いじめ防止等の対策のための組織

いじめの未然防止と早期発見・早期対応、早期解決を組織的に行うため、以下の委員により構成される「いじめ・不登校対策委員会」「自立支援委員会」を設置する。

1 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、まなびの教室担当職員（教育相談コーディネーター兼務）

必要に応じて関係職員、スクールカウンセラー、関係機関職員、関係教育学部教員等

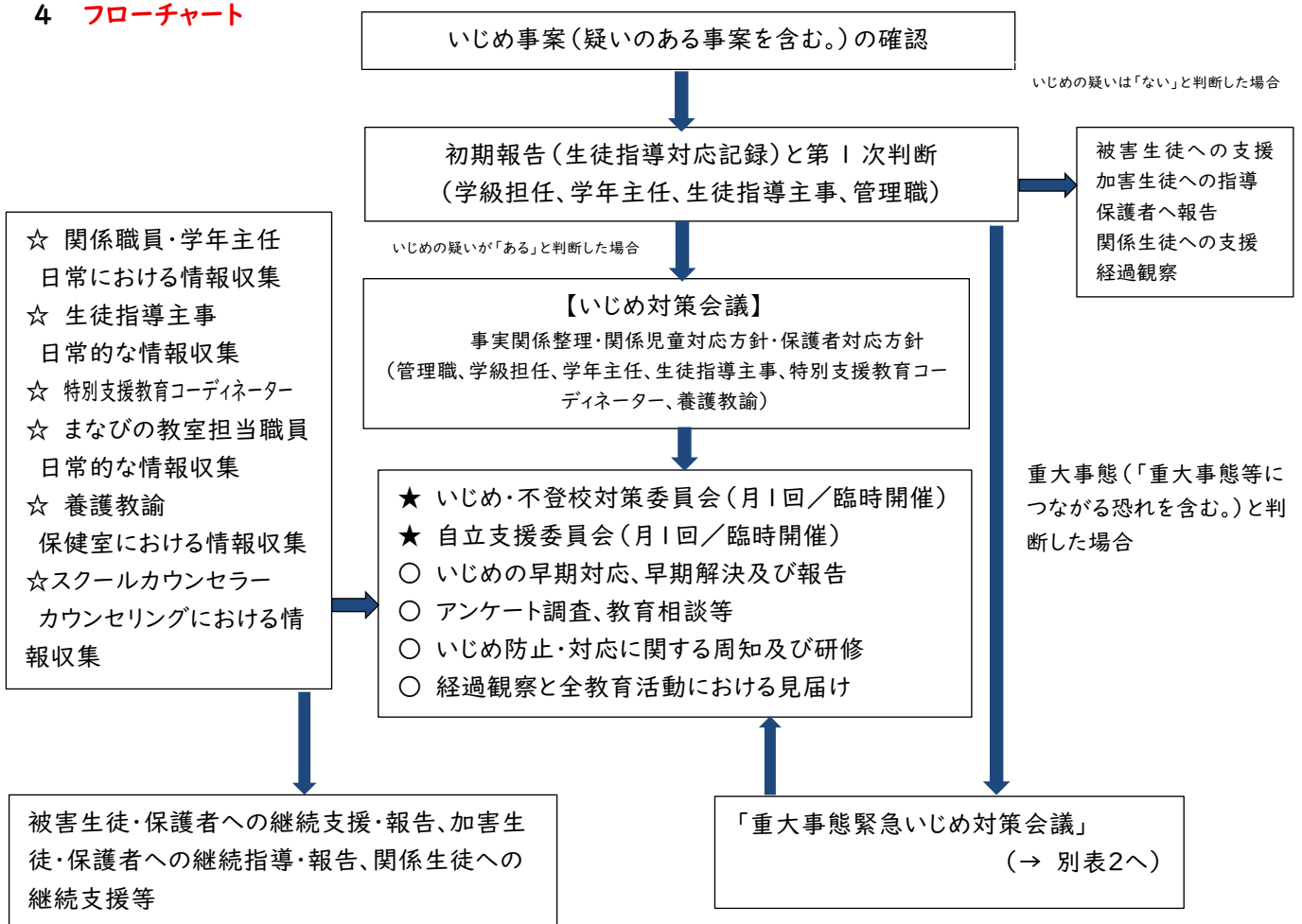
2 審議内容

- (1) いじめの未然防止に関する事
- (2) いじめの早期発見・早期対応、早期解決及び報告（アンケート調査、教育相談等）
- (3) いじめにつながる事案に関する事
- (4) いじめ防止・対応に関する研修

3 開催

「いじめ・不登校対策委員会」「自立支援委員会」を、**年間指導計画に位置づけ、月に各1回実施**

4 フローチャート



5 重大事態等(「重大事態につながる恐れのある事案」を含む。)が発見された場合の対応

重大事態等(「重大事態につながる恐れのある事案」を含む。)が発見された場合には、「重大事態緊急いじめ対策会議(ハートフル調査会議)」を設置する。(→別表2へ)

(資料4)

- 重大事態等(「重大事態につながる恐れのある事案」も含む。)への対応  
重大事態等の調査、及び早期解決と再発防止等への対応を実効的かつ組織的に行うため、以下の委員により構成される「重大事態緊急いじめ対策会議」を開催する。

1 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、まなびの教室担当職員(教育相談コーディネーター兼務)

学部と協議の上、学部長、統括長、関係教育学部教員(専門家教員)、スクールカウンセラー等、必要となる関係者を加える。

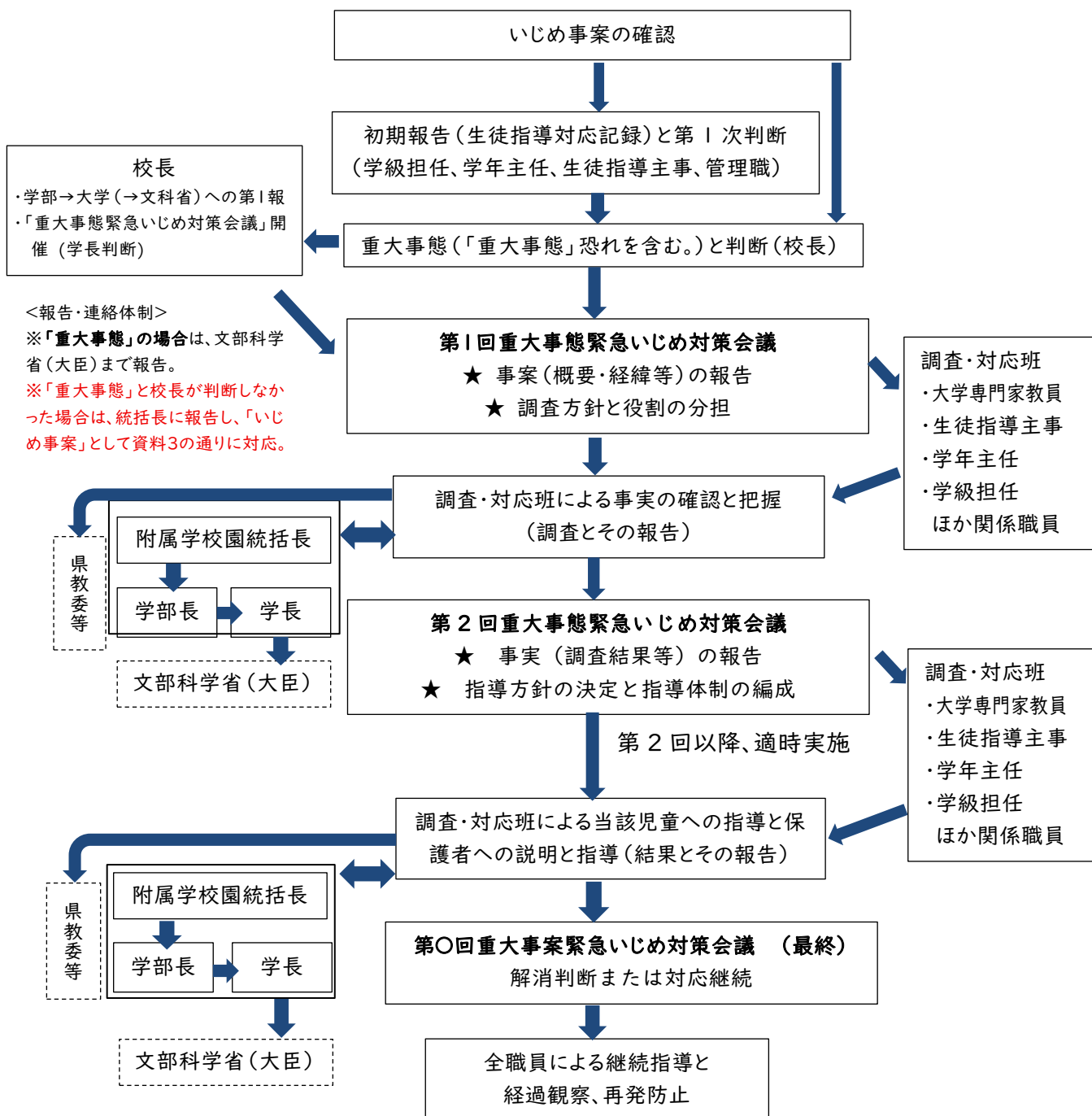
2 目的(活動内容)

- 早期解決と再発防止(調査、報告、指導等)

3 開催

重大事態との判断から24時間以内に緊急開催とする。以降、適時開催する。

4 フローチャート



## 5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間（※目安は30日）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらに、保護者により重大事態の申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、当該事態への対処及び再発防止策を講ずるために調査を開始するとともに、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨や事態の状況（事実関係や経緯等）、結果等は、附属学校統括長を**通して**、教育学部（学部長）を**介して**、大学（学長）、文部科学省（大臣）に速やかに報告する。
- (2) 教育学部と協議の上、学長が判断のもと、「第1回重大事態緊急いじめ対策会議」を開催する。学長は、当該事案に対処する組織を設置するかどうかの判断（組織に第三者を加える体制とするかどうかの判断も含む）を行う。
- (3) (2)の「第1回重大事態緊急いじめ対策会議」命を受けた調査・対応班を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、いじめを行った生徒・保護者への適切な指導を行う。
- (5) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署へ通報し、適切な援助を求める。
- (6) ネットいじめの場合には、状況確認後、状況を記録し、管理者への連絡や削除依頼を行う。同時に教育学部や県教育委員会、所轄警察署及び県警へ連絡し、適切な援助を求める。
- (7) 上記のいじめ重大事態への調査・対応にあたっては、文部科学省の「いじめ重大事態の調査に対するガイドライン（令和6年8月改訂）」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」に基づいて行う。

【資料】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

### 第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
  - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は該当重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

【資料】「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)

### 第3 不登校重大事態発生時の措置

#### Ⅰ 発生の報告

##### (1) 報告先

学校は、不登校重大事態に該当すると判断したときは、その旨を

- 国立大学法人の附属学校は当該国立大学法人の学長を経由して文部科学大臣へ
- 公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長へ
- 私立学校は当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事へ
- 学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長へそれぞれ報告する。

##### (2) 報告内容(例)

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒の氏名、学年、性別等
- ③ 欠席期間
- ④ 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ⑤ 重大事態に該当すると判断した根拠

##### (3) 報告時期等

報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」(基本方針)行うものとされている。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

- (8) いじめ解消の判断については、宮崎県教育委員会人権同和・生徒指導課が提供している「いじめの解消チェックリスト」を準用して判断を行う。